

**記入例**  
青字：記入箇所

【長野市老朽危険空き家解体事業補助金交付申請額算出の基礎票】

	用途	構造	延べ面積 ※1
主たる建築物	母屋	木造・非木造	100.82 m <sup>2</sup> ・・・【A】
付属建築物	車庫	木造・非木造	28.25 m <sup>2</sup>
	土蔵（物置）	木造・非木造	33.58 m <sup>2</sup>
	離れ	木造・非木造	58.32 m <sup>2</sup>

※1 延べ面積は、確認申請図面に記載された延べ面積を記入する。ただし、現況の延べ面積と異なる場合及び確認申請図面により延べ面積の確認ができない場合は、市長が別に定める方法により記載する。

**主たる建築物の用途、構造、延べ面積を記入**  
 ※確認申請の副本に記載されている内容を記入してください。（副本が無い場合は、登記記録の全部事項証明書等の内容を記入。なお、現況と異なる場合は、現況の内容を記入）  
 ※延べ床面積の端数処理については、小数点以下第3位を四捨五入し小数点第2位まで記入する。  
 ※敷地に建つ全ての建築物を記入してください。

①除却工事費により算出した額（要綱第5第1項第1号関係）

$$\frac{\text{円}}{\text{延べ面積}} \times \text{【A】 } 100.82 \text{ m}^2 \times 8/10 = \text{2,258,000 円}$$

（除却工事費の㎡単価） （主たる建物の延べ面積） （1,000円未満切り捨て）

**①の算定**  
 ※【A】欄に上の表の主たる建築物の延べ面積【A】と同じ延べ面積を記入  
 ※算定：28,000 × 100.82 × 0.8 = 2,258,368 → 2,258,000  
 （千円未満の368円は切捨て）

②解体工事の見積書のうち対象経費により算出した額（要綱第5第1項第2号関係）

$$4,841,600 \text{ 円} \times 1/2 = 2,420,000 \text{ 円 【B】}$$

（対象経費※2） （1,000円未満切り捨て）

**②の算定**  
 ※解体工事の見積書から対象となる経費（税込。仕入税額控除対象者は税抜き）を記入。記入例は対象経費4,841,600の場合。（家財等残置物撤去費などの対象外費用は除いてください。対象内外が不明な場合は建築指導課までご連絡ください。）  
 ※算定：4,841,600 × 0.5 = 2,420,800 → 2,420,000  
 （千円未満の800円は切捨て）  
 ※比較：【B】の額と限度額100万円を比べて少ない方の額を【C】に記入する。2,420,000 > 1,000,000 → 1,000,000

【B】又は【限度額100万円】のうち少ない方の額・・・ 1,000,000 円 【C】

《所得金額200万円以下である者の額の算出》

$$4,841,600 \text{ 円} \times 1/10 = 484,000 \text{ 円 【D】}$$

（対象経費※2） （1,000円未満切り捨て）

《所得金額200万円以下である者の額の算出》  
 ※所得金額200万円以下の方は加算する額の算定のため②で記入した対象経費を記入します。記入例は対象経費4,841,600の場合。  
 ※算定：4,841,600 × 0.1 = 484,160 → 484,000  
 （千円未満の160円は切捨て）  
 次に先ほど算定した【C】と【D】を合算し【E】に記入します。  
 1,000,000 + 484,000 = 1,484,000  
 ※比較：【E】の額と限度額120万円を比べて少ない方の額を【C'】に記入する。1,484,000 > 1,200,000 → 1,200,000

【C】 + 【D】 = 1,484,000 円 【E】

【E】又は【限度額120万円】のうち少ない方の額・・・ 1,200,000 円 【C'】

補助金交付申請額（①②のいずれか低い額）・・・（加算有 1,200,000）円 【F】

**補助金交付申請額【F】の記入**  
 ※①と②で算定した額を比べて少ない方の額を【F】に記入します。  
 ①2,177,000 > ②【C】1,000,000 → 1,000,000  
 《所得金額200万円以下の方》  
 ①2,177,000 > ②【C'】1,200,000 → 1,200,000

※2 消費税及び地方消費税は、仕入税額控除の対象者は含まない。